

平成29年第1回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年1月5日(木) 13時30分から14時42分

2. 開催場所 香美市立保健福祉センター香北 2階大ホール

3. 出席委員 (19名)

会長	19番 原 心一
会長職務代理	3番 公文 久郎 5番 森安 正
委員	1番 三谷 富重 2番 大岸 高晴 4番 三木 克司 6番 水田 義郎 7番 上島 陽子 8番 岡田 修一 9番 村田 正博 10番 宗石 和彦 11番 横山 実男 12番 西岡 久 13番 堤 昭雄 14番 西村 広幸 15番 小松 和啓 16番 門脇 節夫 17番 山崎 彰 18番 小松 源一

4. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
第4号 非農地証明願いについて
第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第6号 農地法第4条の規定による届出について(報告)
第7号 農地法第5条の規定による届出について(報告)
第8号 香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第9号 その他の件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐々木 寿幸
事務次長	西村 安史
農地主幹	井上 和佳
農地主幹	山中 詩麻
農地係長	伊井 英智

6. 会議の概要

開会(13時30分)

議長

ええと、それでは時間もきましたので、岡田君ももうすぐそこまで来ちゅうと思います。あのう、本日の会を進めたいと思います。改めまして、みなさん明けましておめでとうございます。あのう、今年は酉年いう事ですね、羽ばたくいう年という事で、皆さん方もですね、色々とこう自分の思いがあつて羽ばたく機会を作っていただいてですね、まあそれぞれのお仕事等についてですね、発展をする年になっていただければいいと思います。

うちも新制度になって、4月スタートですが、いよいよ1年が近づいて参りました。そうした中で、県下においてもすでに6市町村で新制度になります。今年の7月は統一選挙いう事で、農業委員会の改選が非常に全国的に多い年になります。7月のすぐに約半分以上が新制度になりやあせんろうかいう話にもなっていますが、色々、私も県の会の方に行ったりする時に新制度に移行してどういう風な進め方をしてますかという風な質問を受けるがですけど、格段そういうと言うわけではないですので、比較的スムーズにいってますよという風な事でお話をしています。まあ、そうした中で、昨年ですね、高知大学の緒方先生がこういう農業関係の勉強をされておりまして、新制度に移行してですね、どういう

風なことがあったとかいう風な質問をされました。そうした中で、2月か3月辺りに1回、委員会を傍聴として欲しいという風なことも聞いております。まあそういう事になった時にはまたそういう対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

まあ、今日辺りからちょっと寒くなりましたが、みな様方も充分に体にご留意いただきて、お仕事に励んでいただきたいと思います。

それでは、本日の会を進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議事録の署名人をまず指名をさせて頂きますが、山崎さんと小松さんにお願いをしますので、よろしくお願ひをいたします。本日は全員出席をいただきてますので、ご報告をしておきます。

それでは、順次、議案に沿って進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いをいたします。

事務局

ええ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

1番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町楠目字郷本176番、
地目は畠、面積は287m²、外1筆計2筆で合計574m²、譲受人の耕作面積は
5, 142m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は1、10a当り500, 000円で総額287, 000円です。

2番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町楠目字西法寺
1231番、地目は畠、面積は1, 160m²、譲受人の耕作面積は4, 717.
71m²、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は2、10a当り431, 034円で総額500, 000円です。

3番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町新改字横走844番、地目は田、面積は333m²、外2筆計3筆で合計808m²、譲受人の耕作面積は7, 390m²、譲渡理由は労力不足、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は3、10a当り500, 000円で総額404, 000円です。

4番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]
申請地は香北町美良布字南松林766番、地目は畠、面積は545m²、譲受人の耕作面積は89, 239. 99m²、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転贈与、資料は4です。

5番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町垂生野字田尻581番3、地目
は田、面積は1, 315m²、外5筆計6筆で合計3, 471m²、譲受人の耕作面積は
3, 947m²、譲渡理由は労力不足、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転贈与、資料は5です。

6番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町日ノ御子字右近作527番、地目は田、面積は1, 080m²、譲受人の耕作面積は
14, 762. 93m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、
権利の種類は所有権移転売買、資料は6、10a当り1, 815, 815円で
総額2, 000, 000円です。

7番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は物部町仙頭字庄司ヤシキ855番2、地目は
畠、面積は49m²、譲受人の経営面積は4, 082m²、譲渡理由は相手方の要望、

譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転贈与、資料は7です。
農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと思われます。以上です。

議長　　はい、以上、説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

4番、5番、贈与ですかね。これ親子関係とか親戚関係とかでなくても構ん。

事務局　譲渡人と譲受人の関係ですので、渡す方が構わなければ成立します。

委員(16番)　■君はちょっともう脳梗塞で、とてもじゃない、作れん状態で、■君が作りゆう所も元々もう何年も、それこそ、そういう約束かもしけん。

議長　　贈与税が発生する。贈与税がかからてくるけん、ただでくれって言やあそれまで。ええと、他にありませんかね、ご質問は。

(委員(14番)　資料4ですわね、■さんのやつですけれども、ええ、これ隣に宅地が、住宅がありますわね。何をやるかは聞いてます。畑にするとか、樅を植えるとかやつたら、また陰になるとかいう。

議長　　それは、今まで樅は背高こうならんという事ですとやってきちゅう。

委員(14番)　今まで、山とか畑とか、買うてます。まあそんなに陰とか影響ない所ですつきでますけど、ここは平地と言うか、隣に住宅があるき、もし木とか樅植えたら、なんば低い言ても、ちょっとこう影響が出てきたらまた困るやないかという懸念がありますけど。そこのところどう、■さんの方もどういう考え方かなと思うて。

議長　　分かりました。こういう場合については、周辺が農地で、宅地とかいう所にあれば隣地の承諾をもらうて欲しいと、もらうべきではないろうかという意見よね。

(委員(14番)　まあ、そうなりますわね。

委員(16番)　この北側は、あの稲を作っているので、こここの了解はいると思う。これ、今、矢印のついちゅうくは荒らして茫々にならうけど、昔、ちょっと縫製工場へ来ちよった研修生がこの後ろで畑作りよったけんと、縫製工場もないし、その、今の■さんが買おうとしよう所は放棄地化にならう、それはそれやけんと、先ほど言うようにその左側が稲を作りゆう。

議長　　写真の赤こうに塗っちゅう所の左側ね、これは方角的にしたら北側。それとほんと家は右側に、写真で家が見えゆうとこ、これはちょっと一段高こうなちゅうわね。

委員(16番)　それは、南側でね、それはここへ植えても陰にはならん。

議長　　まあ、けんと、隣地に稲作りゆう農地があるやつたら、やっぱり承諾もらうてもらいたいわね。

委員(16番)　この北側の稲作りゆう所はちょっと陰になると思う。

議長	まあ、今まで████さんも山の言うたら山林で、まあ隣に畠があつたりする分もあつたろうけど、そこの所はまあ全部はもうおちやあせんわけやね。
委員(16番)	これは一応声はかけて了解をしちよいてもらわんと、まあ一筆にはよばんかも知れんけど、そりやあねえ、なんば背丈じや言うたって。
事務局	ただほら、隣の人が、稻作りゆう人がよね、委員会に対してなんで許可出いたがなやって言われる可能性はある訳よ。3条は委員さんによね承諾がない、非農地証明は出てくるけど、3条の場合はやっぱり、植林をするような場合についてはやっぱり同意をもらうべきやろうね。
委員(16番)	まあ、きれいに草を刈ってくれるき、今の状態よりようはなる。
議長	けんどまあ、将来的には木は太ってくる、4メートル5メートルふとってくると、宅地なら関係ないとは言わんけど、農地があつて稻作りよつたらちよつと問題、将来的に、今すぐにどうこうはない。
(委員(16番))	で、これ許可って言うかそれはしちよかないかんろうと思うわね、ふとつてからわいわい言うてなんじやろうき。
議長	ふとつてから切れ言うたち、切る事にならんろうきふとらした以上は。
委員(16番)	なんば、陰にならん所へ植えるじや言うても、とつと南の端へ植えるようになつてしまふ。
委員(10番)	もうけんど背丈くらいになつちゅう木があるきね、この間売買した所。
推進委員 (10番)	もう大きいですよ。
議長	樅の木がふとつちゅうと言うが、ああそう。
推進委員 (10番)	けんど、西村さん、その樅はメーター関係ないって言うたわね。
事務局	いや、今はですね3メーターまでっていう設定でやつてます。
(委員(16番))	結構高いぞ。
推進委員 (10番)	3メーター言うたら相当ふとおなるぞ。
委員(16番)	それと横に広がるきね、割と。これは、まことけんど一言、本人に。けんど、そういう事が今まで████さんもなかつたき、そこまでしてないかもしれんき。
議長	████さんはそこまで求めてなかつた、けんどほら今度の場合は平場に来ちゅうきよね、平場の場合と山の手の方のいうたら、ちょっと条件的には違いますいう判断にしてもらわなかん、これから先もあるかもわからん。で、まあ、あの、今回の場合、████さんのほうから、行政書士なり、隣地の承諾を得てくれと、得られたら許可を出しますという事で判断して構んかえ。で、得られざつたら得られざつたで、またその時は保留にして来月に回します。で来月、報告します。で、隣地で許可を得られたという事であれば、その時点で許可を出すということで、事務局、構んろ。もううて、遡って今日でも構ん。事務的なことで、今日、委員会しちゅうき、明日許可出さないかんなつた時に、それをもううたらよね、明日

の許可で、日付は明日の許可で出します。けれども、もらえんかったら、来月もう一回、保留にさしてもらうて、もう一回かけます。そういうやり方で構んよね。

委員（3番）

この件はよね、一緒に議決するのはちょっとまずいんじゃないろうかと思う、4番を除くものについて採決して、で4番はこの時点で保留するということにしてもらいたい。

議長

ただほら保留をして、事務的なことが、了解、承諾もうてきたと、■さんがね。

委員（3番）

だから、次の総会へかけるということにしたほうがええと思います。ただ全部をしちょいて許可を得たから今の総会で議決されておりますよという事でやるのはちょっとは都合が悪いじゃないかと思います。

議長

分かりました、4番については保留という事で、来月までに、委員会までに、隣地の承諾を得て許可をするという事でお願いしたいと思います。さっき言うた方向で進みたいと思います。

他の件で何かありませんかね、その他で。

――質疑なし――

議長

なければ、採決に入りますが、構いませんかね。

――異議なし――

議長

はい、それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてですが、賛成の方の举手をお願いします。

――全員挙手――

議長

はい、全員賛成です。ありがとうございました。

ええ、続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
1番、申請者、■、■、申請地は土佐山田町佐竹字カイゾロエ762番、地目は田、面積は241m²の内22.66m²、転用目的は納骨堂、建築延面積は0.99m²、区域区分はその他、開発行為は不要。資料は8、調査員は水田委員です。なお、この土地は山間集落内の10ヘクタール未満の農地集団内にある、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議長

はい、調査員、水田さん、補足説明をお願いしたいです。

委員（6番）

現場へ行きましたけど、資料の8です。写真では広うに見えますけど、小さい田んぼです。左下になりますが段々の田んぼがありますが、それも全部■さんの田んぼで、右の方に山がありますけど、これはよそのがで、許可をもうちゅうと、みんな判をついてくれたと。それで、何も心配はないと思いますけど。

議長

ええと、以上、補足説明まで終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。ご質問か何かありませんかね。

——質疑なし——

議長 格段なければ、採決に入りますが、いいですかね。

——異議なし——

議長 それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について賛成の方の举手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、どうもありがとうございました。全員賛成です。

ええ、続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いをいたします。

事務局 議案第3号、農地法第5条許可申請について説明します。

1番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲渡人、[REDACTED]

[REDACTED]、申請地は土佐山田町植字ユミバ1029番3、地目は畠、面積は23m²、転用目的は太陽光発電施設関連用地、権利の種類は所有権移転売買です。建築延面積は0m²、区域区分はその他、開発行為は不要。資料は9、調査員は堤委員です。なお、この土地は、周囲の農地集団とは住宅、路地により分断された集落内に位置する小規模農地集団内の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

2番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町宮ノ口字三代田1033番1、地目は田、面積は39m²、外2筆計3筆で合計170m²、転用目的は薪の乾燥場、作業場、権利の種類は所有権移転売買です。建築延面積は70m²、区域区分はその他、開発行為は不要です。資料は10、調査員は大岸委員です。なお、この土地は、周囲を山林に囲まれた山の中腹にある小規模農地集団の辺縁に位置する生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

3番、地上権設定者、[REDACTED]、[REDACTED]、地上権者、[REDACTED]

[REDACTED]、申請地は土佐山田町山田島字神母ノ木川原529番1、地目は田、面積は811m²、実測1,639.99m²の内、859.76m²、外2筆計3筆で1,349.75m²、転用目的は太陽光発電パネル枚数348枚、49.5Kw、権利の種類は地上権設定です。建築延面積は556.80m²、区域区分はその他、開発行為は不要です。資料は11、調査員は村田委員です。なお、この土地は集落内の農地で、小規模農地集団の辺縁に位置する生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議長 はい、以上、説明が終わりましたので、議案第3号につきまして、補足説明を順次1番からお願いします。

委員(13番) はい、ええ、資料9を見ていただきたいと思いますが、私が委員になる前のことであれですかんど、太陽光パネルをやった時点できちんとここの土地だけが抜かっておったという事で、現状見たら駐車場とちょっとした水路もありますけど、そこが抜かっておったという事で追加で出てきておる所で、問題はないと思われます。

事務局	ええと、2番、大岸君。
委員(2番)	はい、資料10の写真ですが、こんな状態ですので、で、■さんいう人が薪ストーブを置いているので、薪を乾燥させたり、作業場を建てたいという事で、上の端やき、何らこれは問題ないと思います。
議長	はい、3番、すみません、村田委員。
委員(9番)	資料11を見てもらつたらいいですけど、この土地は、98豪雨の時に片地川の堤防が決壊した時に、県が片地川改修する際に出た残土を一時転用で置いて、そのままになっておる土地です。けど、もう15年以上経っていますので。赤い矢印のところが県道で、その右の四つ角からここが片地川の堤防がありまして、あと、左側と手前側が本人の所有の農地です。そんなに、隣地の許可もなく、何の問題もないと思われますけど、ええと、8月に川祭りの神祭がありまして、その時に打ち上げ花火を、写真の右に倉庫があるでしょ、その向こう側は物部川の河川敷、そこで花火大会をします。風向きによっては太陽光パネルに花火の破片が当たって損傷するかも分かりませんで、それは片地の商工会に行って何も文句は言いませんと、破損しても、文句を言いませんという事を一応伝えてくださいとは行政書士さんには言ってます。その後、私、商工会に行って確認はしておりますけど、文句は言わないようにという事は私が伝えてありますので、問題ないと思います。
事務局	はい、分かりました。ただ今より、質疑を行いたいと思いますので、何かご質問はあつたら、ご意見をいただきたいと思います。
委員(16番)	ちょっと、かまん。
議長	はい、どうぞ。
委員(16番)	みんな、初めて聞くようななかたちやけん、地上権という権利よね、今までこういうかたちで借りてはしようけんど、土地とは違わあねこれ、地上だけの権利よね。土地は別の人気が持つちゅう、県がもつちゅう。
委員(9番)	土地は■さんと、■さんのお父さんの名義だそうです。
議長	事務局からちょっと説明します。
事務局	通常、貸し借りが今まで多かったんですけど、貸し借りの場合、所有者が売った場合にですね、太陽光の方は困るわけです。で、地上権設定することによって、それを防ぐ、その権利を、ただまあ、地上権設定を認める所有者は少ないとも言われている様で、しかもこの方は認めて、所有者が代わっても地上権の権利を有するので、■さんが20年間は使えるという事です。
議長	20年間。
事務局	これには出てきていないんですけど、地上権設定の期限を20年に定めています。
議長	地上権はほら、高圧線の下の土地の上は、地上権設定されちゅうぜ、なかなか厳しいでありやあ。 ええと、他にありませんか。

——質疑なし——

議長

格段、ないようですので、議案第3号について採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議長

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について賛成の方の举手をお願いをいたします。

——全員举手——

議長

はい、全員賛成です、ありがとうございました。

ええ、続きまして、議案第4号、非農地証明願いについての説明をお願いいたします。

事務局

議案第4号、非農地証明願いについて説明します。

1番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町戸板島字北236番、地目は畠、面積は29m²、非農地化した理由は、約20年前頃に鳥小屋を建て駐車場として利用し現在に至る。住宅の敷地内にある土地で面積も少なく、耕作するには困難。資料は12、調査員は原委員です。

2番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町宮ノ口字善右エ門古ヤシキ1286番1、地目は畠、面積は2,115m²、非農地化した理由は、農地法第5条の許可を受け(平成26年10月29日許可)、太陽光発電装置を設置し現在に至る。(平成27年2月20日工事完了)資料は13、調査員は大岸委員です。

3番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町植字ツエ坂792番、地目は畠、面積は102m²、非農地化した理由は、元所有者である申請人の父が事故に遭遇し、その後、申請人の病気・高齢化などにより農業経営ができなくなり、平成元年頃より耕作放棄し、竹木が山林化し、現在に至る。資料は14、調査員は堤委員です。

4番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町宮ノ口字サイダ1021番、地目は畠、面積は66m²、外5筆計6筆で合計848m²、非農地化した理由は、前所有者が昭和53年に死亡、後継者は県外に出ており農地を耕作するものがおらず、昭和58年に一部桧を植林するも、竹や雑木が生育し山林となり、現在に至る。資料は15、調査員は大岸委員です。

5番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町猪野々字東ミノコシ4777番、地目は畠、面積は6,664m²、外1筆計2筆で12,587m²、非農地化した理由は、昭和40年頃には山林になっており、現在に至る。資料は16、調査員は森安委員です。

6番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町猪野々字東ミノコシ4778番、地目は畠、面積は4,125m²、非農地化した理由は、昭和30年頃には山林になっており、現在に至る。資料は17、調査員は森安委員です。以上です。

議長

はい、説明が終わりましたので、ただ今より補足説明を行いたいと思いますが、まず、すみません、私の方から説明をします。

資料の12-1の分ですが、12-2を12-1のように新しく家を建て直しています。2の方に石垣のようなところがあり、それから、車庫のですね跡が残っていますが、その地点へですね、昔、鳥を飼いよったと言われますけど、私もその時代のことはよう掌握してませんが、現在のという形になるとですね、今、

黄色で枠を引いてますが、そこにですね車庫を建てたいと、そして左側が隣の家で、その間に道路があつてですね、北、上の方から南へ来て家のほうに回り込むようになります。そういうことでですね、まあ、面積的にも29m²、そういう事で、昔、鳥を飼っていた所を今は鳥を飼うのを辞めてですね、後、車庫にして現在に至つちゅうということであつてですね、格段、隣地からの苦情もなく問題ないと聞いておりますので、私の方から了解の旨を押しました。以上です。

すみません、2番、大岸君。

委員(2番)

はい、これは、平成26年に5条で出してきましたけど、それがまた、非農地証明ということで、事務局に聞いたところ、問題ないですということで、問題ないと思います。

委員

それでは、すみません、3番、堤委員。

委員(13番)

はい、資料14をご覧下さい。もう私の記憶でもないぐらい前ですが、もう山林になっておりまして、こんな状態ですので、問題ないと思います。

議長

ええと、資料5番、6番、森安さん。

委員(5番)

資料見たら、申請地は山の中、大体ここら辺という所を囲つてありますが、何ら問題ないと思います。

議長

4番とばしてすみません。大岸さん。

委員(2番)

資料15を見ていただいてわかるように、こんな状態ですので、問題ないと思います。

議長

補足説明まで終わりましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思います。ええ、皆さん方よりご意見があつたらですね、お聞かせいただきたいと思いますが、何かございませんかね。

委員(5番)

これは、大岸さん、さつき、■君が買うた土地の並びやね。

委員(2番)

そうですね、一緒に者が買うちゅうがで、■さんが買うがで、こんな状態や非農地証明出してから、売買とかなんとか。

委員(5番)

前にもどつかどつかここら辺で買うちよらせざつたろうか、■君。

委員(2番)

ああ、それは、今さつき、5条で出ちよつた土地の下段に、圃場整備をした土地がこの■さんいう人が持つちゅう2枚かしらんあるですよ、それも一緒にまとめて買うちゅうので。

議長

写真等を見ればですね、問題ないかという風に思います。
皆さん方ご意見何かありませんか。

――質疑なし――

議長

ええと、格段ないようですので、採決に入りますが、ご異議ございませんかね。

――異議なし――

議長

それでは、議案第4号、非農地証明願いにつきまして、賛成の方の挙手をお願

いいします。

——全員挙手——

議長

はい、どうもありがとうございました、全員賛成です。

それでは、議案第5号、農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局

報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明します。

1番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、土佐山田町繁藤字東井ノ谷67
7番1、地目は畑、面積は112m²、成立日は平成28年11月22日、解約日と引渡日はともに平成28年11月30日、解約理由は、その他、借人の要望です。

2番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町山田字時子石2213番、
地目は田、面積は3,301m²、成立日、解約日とともに平成28年12月1日、引渡日は平成28年12月30日、解約理由は売買のためです。

3番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町新改字林ノ谷
308番2、地目は畑、面積は743m²、外1筆計2筆で1,156m²、成立日、解約日、引渡日とともに平成28年12月5日、解約理由は借り手の変更です。以上です。

議長

はい、以上説明が終わりましたので、この件につきまして、皆さんよりご質問があれば受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

事務局

3番の解約ですが、後で利用権設定が出てきますけど、個人から法人に変えたいという事で、解約が今出ております。

議長

個人から法人。

事務局

[REDACTED]さんが今、個人で借りており、次、[REDACTED]さんの代表者の法人が借りることになります。

議長

ええと、報告案件の第5号につきまして、何か皆さん方からご質問ありませんか。

——質疑なし——

議長

格段なければ、報告案件ですので、報告なしとさせていただきます。

続きまして、議案第6号、農地法第4条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。

事務局

報告第6号、農地法第4条届出報告について説明します。

1番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町
楠目字中村461番2、地目は畑、面積は501m²です。転用目的は宅地分譲、建築延面積は0m²、区域区分は市街化、開発行為は必要です。資料は18、調査員は事務局西村です。

2番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土
佐山田町百石町1丁目191番、地目は畑、面積は323m²です。転用目的は物置、居宅、作業場、建築延面積は195m²、区域区分は市街化、開発行為は不要

です。資料は19、調査員は事務局西村です。以上です。

議長

はい、以上、報告が終わりましたが、この件につきましても報告案件ですが、市街化の中で農地として残っておったものを、家を建てたりするためにですね、申請が出てきております。何かご質問はありませんかね。

――質疑なし――

議長

ええ、格段ないようですので、議案第6号につきましても、報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

続きまして、議案第7号、農地法第5条の規定による届出報告ですが、説明をお願いします。

事務局

報告第7号、農地法第5条届出報告について説明します。

1番、受付日、平成28年11月21日、譲渡人、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町字黒土2042番2、地目は田、面積は170m²、転用目的は木造2階建住宅、権利の種類は所有権移転贈与、建築延面積は130m²、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は20で、調査員は事務局西村です。以上です。

議長

はい、説明が終わりました。この人は親子関係。

事務局

はい。

議長

親子関係だそうです。ええと、今度、市街化区域内のですね、木造の2階建での住宅を建てるという事ですので、格段問題はないかと思いますが、何かご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんか。

――質疑なし――

議長

ええ、格段ないようですので、議案第7号につきましても、報告のみとさせていただきます。

続きまして、議案第8号、香美市農用地利用集積計画についての諮問がありますが、この件の説明をお願いします。

事務局

はい、諮問第8号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。

始めに所有権移転分から説明します。

1番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、申請地は土佐山田町山田字時子石2213番、地目は田、面積は3,301m²、譲受人の経営面積は0m²、権利区分は所有権移転売買、支払方法は口座振替、対価は4,000,000円、資料は21で、農地流動化事業による所有権移転です。

続いて、貸借分について説明します。

1番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町大平字ヨコマクラ133番1、地目は田、面積は762m²、借受人の経営面積は7,841m²、作物はニラ、権利区分は貸借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成34年1月5日の5年で、10a当りの借賃は50,013円で38,110円、資料は22です。

2番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

、申請地は土佐山田町大平字イリエ186番1、地目は田、面積は408m²、借受人の経営面積は7,841m²、作物はニラ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成34年1月5日の5年で、10a当りの借賃は61,274円で25,000円、資料は23です。

3番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

、申請地は土佐山田町須江字神楽田799番、地目は田、面積は2,955m²、他2筆計3筆で合計9,027m²、借受人の経営面積は34,626m²、作物は水稻、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成39年1月5日の10年で、10a当りの借賃は12,000円で108,324円、資料は24、借賃につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

4番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

、申請地は土佐山田町須江字一丁田757番、地目は田、面積は1,428m²、外1筆計筆で合計5,358m²、借受人の経営面積は12,014m²、作物は生姜、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成32年1月5日の3年で、10a当りの借賃は70,000円で375,060円、資料は25です。

5番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

、申請地は土佐山田町林田字キシタ261番、地目は田、面積は621m²、借受人の経営面積は492m²、作物は野菜、権利区分は使用賃借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成32年1月5日の3年で、資料は26です。

6番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

、申請地は土佐山田町山田島字島682番、地目は田、面積は2,417m²、借受人の経営面積は53,691m²、作物はニラ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成47年12月31日の19年で、10a当りの借賃は4,137円で10,000円、資料は27です。

7番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

、申請地は土佐山田町中野字大田609番1、地目は田、面積は155m²、外1筆計2筆で合計1,173m²、借受人の経営面積は3,733m²、作物は青ネギ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成30年1月5日の1年で、10a当りの借賃は14,322円で16,800円、資料は28です。

8番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

、申請地は土佐山田町山田字スキカ内2056番、地目は田、面積は2,246m²、借受人の経営面積は186,673m²、作物は生姜、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成34年1月5日の5年で、10a当りの借賃は50,000円で112,300円で資料は29です。

9番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

、申請地は土佐山田町山田字スキカ内913番1、地目は田、面積は1,179m²、外1筆計2筆で合計1,267m²、借受人の経営面積は186,673m²、作物は生姜、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成34年1月5日の5年で、10a当りの借賃は50,000円で63,350円、資料は30です。

10番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

、申請地は土佐山田町久次字法城居597番、地目は田、面積は1,289m²、外1筆計2筆で合計3,489m²、借受人の経営面積は186,673m²、作物は生姜、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成34年1月5日の

5年で、10a当りの借賃は48,437円で169,000円、資料は31です。

11番、貸付人、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

申請地は土佐山田町久次字カリヤガノ610番、地目は田、面積は4,197m²、借受人の経営面積は186,673m²、作物は生姜、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成34年1月5日の5年で、10a当りの借賃は50,000円で209,850円、資料は32です。

12番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

申請地は土佐山田町宮ノ口字スス原489番、地目は畑、面積は264m²、外15筆計16筆で4,713m²、借受人の経営面積は25,267m²、作物は水稻、権利区分は使用貸借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成34年1月5日の5年で、資料は33です。

13番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

申請地は土佐山田町新改字屋舗田丸263番1、地目は畑、面積は1,529m²、借受人の経営面積は6,937m²、作物は青ネギ、権利区分は使用貸借権の再設定、期間は平成29年1月8日から平成32年1月7日の3年で、資料は34です。

14番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

申請地は土佐山田町岩積字中スカ485番、地目は田、面積は2,549m²、借受人の経営面積は47,775.30m²、作物はニラ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成34年1月5日の5年で、10a当りの借賃は78,462円で200,000円、資料は35です。

15番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

申請地は土佐山田町船谷字北上ミ野地77番、地目は畑、面積は304m²、外1筆計2筆で合計621m²、借受人の経営面積は25,267m²、作物は水稻、権利区分は使用貸借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成34年1月5日の5年で、資料は36です。

16番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

申請地は土佐山田町宮ノ口字古池891番地、地目は田、面積は756m²、借受人の経営面積は25,267m²、作物は水稻、権利区分は使用貸借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成34年1月5日の5年で、資料は37です。

17番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

申請地は土佐山田町新改字林ノ谷306番1、地目は畑、面積は36m²、外3筆計4筆で合計1,787m²、借受人の経営面積は0m²、作物は文旦、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成39年1月5日の10年で、10a当りの借賃は8,393円で15,000円、資料は38です。

18番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

申請地は土佐山田町北滝本字カミフルタ151番1、地目は田、面積は1,135m²、外3筆計4筆で合計4,572m²、借受人の経営面積は64,294m²、作物は水稻、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成32年3月31日の3年3ヶ月で、10a当りの借賃は3,164円で14,466円、資料は39です。

19番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

申請地は土佐山田町

字中井ノ北2185番1、地目は田、面積は1,055m²、借受人の経営面積は15,701m²、作物はヤッコネギ、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成29年2月1日から平成39年1月31日の10年で、10a当りの借賃は45,497円で48,000円、資料は40で、賃料につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

20番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町字山ノ間丸218番2、地目は田、面積は459m²、外3筆計4筆で合計4,005m²、借受人の経営面積は11,865m²、作物は青ネギ、水稻、権利区分は使用賃借権の再設定、期間は平成29年2月1日から平成34年1月31日の5年で、資料は41です。

21番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町字山ノ間丸215番、地目は田、面積は1,930m²、外1筆計2筆で合計2,644m²、借受人の経営面積は11,865m²、作物は青ネギ、水稻、権利区分は使用賃借権の再設定、期間は平成29年2月1日から平成34年1月31日の5年で、資料は42です。

22番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町田字西ノ下632番、地目は田、面積は2,371m²、外2筆計3筆で合計3,896m²、作物はにら、借受人の経営面積は37,075m²、権利の種類は賃借権の再設定、期間は平成29年2月1日から平成34年1月31日の5年で、10a当りの借賃は60,000円と30,000円で188,010円、資料は43です。

23番、借付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町中谷字上樋ノ口305番、地目は畠、面積は79m²、外20筆計21筆で合計4,494.61m²、作物は野菜、果樹、水稻、借受人の経営面積は0m²、権利の種類は使用賃借権の設定、期間は平成29年1月6日から平成39年1月5日の10年で、資料は44です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ええ、以上、説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何か皆さん方、ご意見あればいただきたいと思いますが。まあ、今日は案件がちょっと多いですので、ちょっと時間を取ってですね進めたいと思います。

委員(16番) はい。

議長 はい、どうぞ。

委員(16番) この最後の[REDACTED]さん、これ0からという事ですが、新しくやるつもりの人。

事務局 ええとですね、借受人は貸付人の娘婿さんで、この10年一緒にされてる方です。で、今回、日ノ御子の[REDACTED]さんのお家の横側を買いたいので、面積を合わせる、まあ、後々相続をされる方ですので、あと、[REDACTED]さんがその横の農地を買うというのを聞きつけてですね、ちょっと私が買いたいと、ちょっと待ってと、権利を、それもあります。10年、[REDACTED]さん、舅さんと一緒にされてます。農機具も全部舅さんのを使用されるそうです。

議長 他に。格段ありませんかね。

——質疑なし——

議長	なければ、採決に入りますが、ご異議ございませんか。
——異議なし——	
議長	はい、それでは、議案第8号、香美市農用地利用集積計画についてですが、諮問であります。原案通り賛成の方の挙手をお願いします。
——全員挙手——	
議長	はい、全員賛成です。ありがとうございました。今日はその他の件もありますけれども、売りたいとか買いたいとかいう案件は出てきておりません。後ですね、その他の件で、事務局の方から皆さん方に連絡があります。
事務局	先月、3条の許可申請の保留になってた案件、譲受人が [REDACTED] さんの件ですけど、その後ですね、問題の土地に対して申請書を取りに来られたりしてますが、まだ提出がされてないので、今回も保留継続してよろしいでしょうか、という事ですが。その申請が出てきたら、それに応じてまた決議というか、諮っていただいたらよろしいかと思いますが。
事務局	ええと、昨年、暮れ28日に、行政書士の [REDACTED] さんが、申請書一式を受け取りに来られて、今月の15日の締め切りには出すと言う話でした。28日の段階で、その、一時転用というかたちで道ぶちの。
議長	方向的には一時転用をさせて頂きたいということらしいです。それは、来月の案件としてまた出てくる。
事務局	おそらく。
議長	また、その時に協議をしたい。
事務局	それとですね、前回ですね、農地利用最適化推進に係る指針の案を提示させていただきました。で、それについてもですね、最適化推進委員さんの意見を聞かないといけないということになつておりますし、すでにですね、回答があつた委員さんの内容をですね、この1枚の紙なんですけど、これでちょっとお回しさせていただいております。まだ、これを決定するわけではないですが、永森推進委員さんから意見が出てまして、あのまあ、事務局が示したのは全国的な雰囲でありしたので、永森さんが言うには香美市としての特色がない、薄いと思いますと。で、まあ、後はですね、山間地と圃場整備を区分して農地を集約とかそういうことを検討された方がよろしいのではないか、という意見があります。他にもありますが、山間地と圃場整備を区分する、これ、数値的なものを挙げないといけないので、区分が実際はできないです、あの、大字単位とか旧物部村、香北町、土佐山田単位とかでしたら集計は出来るんですけど、なかなかこの圃場整備完了地とそうでないという所を厳密になかなか区分できないので、もし、するとすれば非常に時間を要することになります。文言ですね、そういう数値的ではない、文言で目標の内容を記載をしたりすることは可能だとは思いますが、永森委員さんからはそういう意見が出されております。それと平田推進委員さんからですね、企業が地域の担い手になるか、疑問がある、利潤が上がらなければ即撤退するかもしれません、という意見をいただいております。これについてもですね、この意見、取り入れていくという事であればですね、指針の所からこれを除けると言うようなこともできるかと思いますので、また、時間的期間がありますので、また検討をして下さい。

議長 まだ、時間的に余裕があるという事で、検討しながら進めて頂いたらと思います。これは委員さんの意見ではなく、推進委員さんの意見。

事務局 はい。推進委員さんの意見の締め切りを今月末にしていますので、他にもまだ出てくるかもしれませんので、以上報告です。

議長 推進委員さん、すみませんが、後、残っちゅう方もおいでますが、よろしくお願ひしたいと思います。

他に、次は連絡事項としまして、次回は2月2日、山田で行いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

ええと、他に何か皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが。

――質疑なし――

議長 ええ、格段なければですね、ええ、平成29年の第1回目の、農業委員会の会を終了したいと思いますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

閉会(14時42分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 一^(印)

署名人 山崎 彰^(印)

署名人 小松源一^(印)